

令和4年定例会 9月定期議会
総務企画常任委員会調査報告書

令和4年10月3日

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕 令和4年6月3日～令和4年9月7日

日時	活動区分	内 容	頁
6. 3 (金) 15:40～16:05	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 6月定期議会中における調査事項について ■ 6月定期議会に係る委員会調査報告書について <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員7名</p>	—
6. 7 (火) 10:58～15:26	所管事務調査① (議案調査等)	<p>《消防本部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 財産の取得について ■ 令和4年度登米市一般会計補正予算（第3号） ■ 「市町村の消防の連携・協力」に基づく高機能消防指令センターの共同運用について <p>《まちづくり推進部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和4年度登米市一般会計補正予算（第3号） ■ 登米市過疎地域持続的発展計画の変更について ■ 登米市辺地総合整備計画の変更について <p>《総務部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について ■ 登米市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について ■ 登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について ■ 登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ■ 継続費繰越計算書について ■ 繰越明許費繰越計算書について ■ 令和4年度登米市一般会計補正予算（第3号） <p>〔出席者〕 須藤委員長ほか委員7名</p> <p style="padding-left: 40px;">総務部 平山部長ほか12名 まちづくり推進部 永浦部長ほか5名 消防本部 大森消防長ほか6名</p>	—

日時	活動区分	内 容	頁
6. 9 (木) 10:00~11:51	所管事務調査② (議案調査等)	<p>《上下水道部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■令和3年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について ■令和3年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について ■登米市下水道事業財政計画について ■水道事業施設統廃合計画について ■保呂羽浄水場再構築事業について <p>〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 上下水道部 佐藤部長ほか6名</p>	5
	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■委員会調査報告書について ■その他 <p>〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名</p>	—
6. 13(月) 9:55~11:35	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■委員会調査報告書について ■議会による事務事業評価について ■その他 <p>〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名</p>	—
6. 28(火) 13:29~15:35	所管事務調査③	<p>《まちづくり推進部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地方公務員法一部改正に伴う区長の身分変更について <p>《上下水道部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■工事設計金額の積算誤りについて <p>〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 まちづくり推進部 永浦部長ほか4名 上下水道部 佐藤部長ほか3名</p>	11
	協 議	<p>《委員のみ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■議会だより「委員会調査報告書」原稿の確認について ■議会による事務事業評価について ■今後の所管事務調査について <p>〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名</p>	—

日時	活動区分	内 容	頁
7.21(木) 15:00~16:30	所管事務調査④	《総務部》 ■米山地区公共施設複合化整備事業について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名 総務部 平山部長ほか10名	15
	協 議	《委員のみ》 ■事務事業評価に係る行政視察について ■今後の所管事務調査について ■その他 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—
8.4(木) 14:00~15:35	行政視察	【視察先：大崎市】 ■地域内公共交通（予約型乗合タクシー）について 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	18
8.10(水) 13:30~14:50	協 議	■議会による事務事業評価について ■今後の所管事務調査について ■その他 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—
8.31(水) 9:55~11:55	協 議	■議会による事務事業評価について ■今後の所管事務調査について ■その他 〔出席者〕須藤委員長ほか委員7名	—

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査②】

1. 日 時：令和4年6月9日(木) 午前10時～午前11時35分

2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室

3. 事 件：

＜上下水道部＞

保呂羽浄水場再構築事業について

4. 出席者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
委員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、
伊藤 栄、氏家英人

(上下水道部) 部長 佐藤嘉浩、次長兼経営総務課長 千葉智浩、
副参事兼経営総務課長補佐 佐々木 隆、
水道施設課長 鈴木安宏、課長補佐 佐々木康朗、
下水道施設課長 星勝弘、課長補佐 杉田将幸

(議会事務局) 主査 大久保潤一

5. 概 要：(別紙のとおり)

6. 所 見：(別紙のとおり)

■保呂羽浄水場再構築事業について

(概要)

保呂羽浄水場再構築事業に関しては、これまで実施方針、事業費について調査を行ってきた。今回、事業者選定に向けた手続きが開始したため、スケジュールや選定基準等について調査したもの。

1. 事業者選定について

(1) 事業者を求める役割

本事業は、既存の急速ろ過方式を稼働しながら、同一敷地内で膜ろ過方式への切り替えを行う必要がある。このため、事業者に対しては、以下に示す本事業の特殊性に留意しつつ、幅広い技術の活用や創意工夫の発揮により、効率のかつ安全な工事の実施と、水道サービス向上に資する安定的な事業の実施を求めるものである。

- ①再構築工事は、限られた敷地の中で既存施設の撤去と新施設の建設を順次行うものであり、施工難易度が高いこと。
- ②既存施設を稼働させながら新たな浄水処方式に変更するため、新・旧の浄水処理方法に対応した工事計画、運転計画が必要となる。また、土木、建築、機械、電気、保全管理等の職種間調整や工程管理が複雑となる。
- ③上記①及び②により工事期間は試運転や運転切り替えを含めて長期である。
- ④保呂羽浄水場更新施設の長期間（20年）の効率的な保全管理が求められる。
- ⑤浄水場は長期にわたり使用することから地球環境に配慮し、電力や使用する薬品も含めて、低炭素（脱炭素）に配慮する必要がある。
- ⑥浄水場は、登米周辺重要景観計画区域にあることから、周辺景観に配慮した意匠が求められる。

(2) 事業者の選定に関する事項

①事業者の選定方法

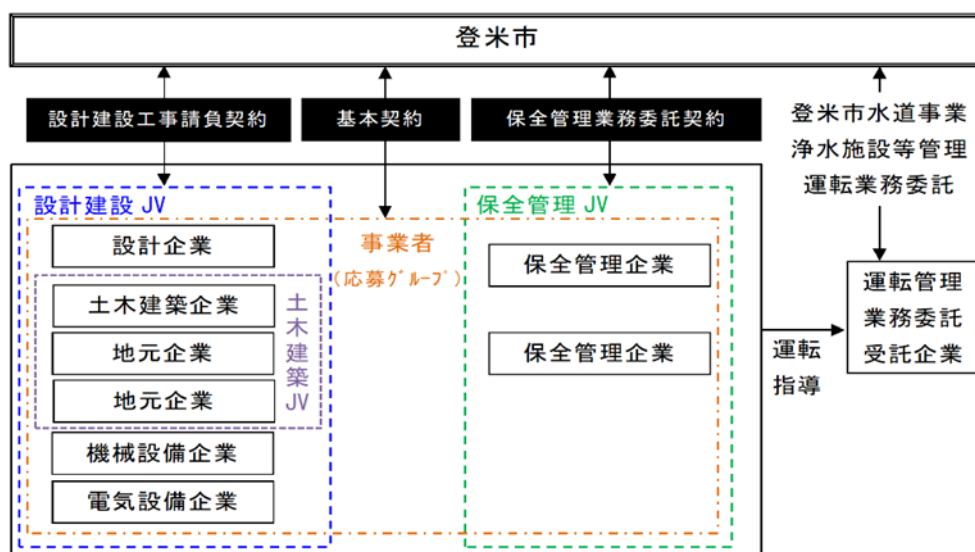
本事業をDBM方式により実施するにあたっては、性能発注により設計や建設における自由度を高め、民間事業者の幅広い技術の活用や創意工夫を取り入れ保全管理も含めた効率のかつ安全な整備を行うため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

②委員会の設置

事業者の選定に際して、「保呂羽浄水場再構築事業事業者選定委員会」を設置する。委員会は、応募グループの提案内容の評価を行い、最優秀提案者を選定する。

(3) プロポーザル参加資格に関する事項

①応募者の構成等 (図 事業スキーム (イメージ))



②プロポーザル参加資格要件

ア：共通事項

国内において、表流水を原水とする公称能力「2,000 m³/日」以上の能力を有する浄水場の完成実績を有すること。また、保安全管理企業については浄水場の1年以上の保安全管理業務の実績を有すること。

【※資格要件の変更について】

工事等の完成実績については、事業者選定委員会が出された意見、また、国内事業事例等も多くなることから、昨年12月に公表した実施方針において「5,000 m³/日」としていた条件について、より多くの事業者の参加を得るため「2,000 m³/日」と変更した。

イ：地元企業

土木建築企業については、登米市内に本店・本社のある地元企業を1社以上含めた共同企業体を組成すること。

(4) 事業者選定のスケジュール

実施事項	日程
募集要項の公表	令和4年6月1日
募集要項等に関する説明会の実施	令和4年6月15日
現地見学会の実施	令和4年6月16～20日
募集要項等に関する質問、意見等の受付	令和4年6月3日 ～令和4年7月5日
募集要項等に関する質問、意見等への回答公表	令和4年7月25日
参加表明書等の受付締切	令和4年8月5日
参加資格確認結果の通知	令和4年8月29日
提案書類の受付締切	令和4年10月31日
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和4年12月上旬
優先交渉権者決定・公表	令和5年1月中旬
基本契約の締結	令和5年1月下旬
設計及び建設請負契約、保全管理業務委託契約の締結	令和5年3月上旬

【※スケジュールの一部変更について】

「募集要項の公表」について、実施方針では当初「4月下旬」としていたが、スケジュールに遅れが生じたため見直した。

2. 要求水準書

(1) 要求する施設諸元

①処理水量

保呂羽浄水場に求める処理能力

項目	内容	計画一日最大給水量に対する割合
計画一日最大給水量	26,000m ³ /日	100.0%
計画一日平均給水量	22,000m ³ /日	84.6%
計画一日最小給水量	19,800m ³ /日	
公称能力 (非常時給水量)	30,700m ³ /日	118.1%
計画浄水量及び 施設能力	浄水ロス等を考慮したうえで、事業者提案による。なお、計画浄水量は計画一日最大給水量、施設能力は非常時給水量に対応した水量とする。	
参考：水利権水量	31,300m ³ /日 一級河川北上川水系北上川表流水	

②原水水質、浄水水質及び排水水質要求水準

保呂羽浄水場における原水水質の実績より、原水水質引渡条件及び浄水要求水質を設定した。

原水水質引渡し条件及び浄水要求水質値・管理目標値

	原水 引渡し条件 *1	水質基準値	要求水質値 *2	管理目標値 *3
鉄	最大：10mg/L 平均：0.6mg/L (0.3mg/L)	0.3mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
マンガン	最大：1.0mg/L 平均：0.03mg/L (0.03mg/L)	0.05mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
ジェオスミン	最大：100ng/L 平均：2ng/L	10ng/L 以下	5ng/L 以下	3ng/L 以下
2-MIB	最大：10ng/L 平均：2ng/L	10ng/L 以下	5ng/L 以下	3ng/L 以下
総トリハロメタン (原水は生成能)	最大：0.1mg/L 平均：0.03mg/L	0.1mg/L 以下	0.05mg/L 以下	0.03mg/L 以下
クロロホルム (原水は生成能)	最大：0.06mg/L 平均：0.02mg/L	0.06mg/L 以下	0.03mg/L 以下	0.018mg/L 以下
ブロモジクロロメタン (原水は生成能)	最大：0.03mg/L 平均：0.01mg/L	0.03mg/L 以下	0.015mg/L 以下	0.009mg/L 以下
ジクロロ酢酸 (原水は生成能)	最大：0.03mg/L 平均：0.01mg/L	0.03mg/L 以下	0.015mg/L 以下	0.009mg/L 以下
トリクロロ酢酸 (原水は生成能)	最大：0.035mg/L 平均：0.015mg/L	0.03mg/L 以下	0.015mg/L 以下	0.009mg/L 以下
TOC	最大：5mg/L 平均：2mg/L	3mg/L 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下
色度	最大：100 度 平均：15 度	5 度以下	1 度以下	1 度以下
濁度	最大：2,000 度 平均：10 度	2 度以下	0.1 度以下	0.05 度以下
アンモニア態窒素	最大：0.2mg/L 平均：0.1mg/L	—	—	—
pH 値	最大：>9 平均：7.4	5.8 ~ 8.6	6.7 ~ 8.0	6.9 ~ 7.5

*1 原水引渡し条件：本市の原水水質状況を明記

*2 要求水質値：本事業で整備する施設、設備が達成する要求水準値

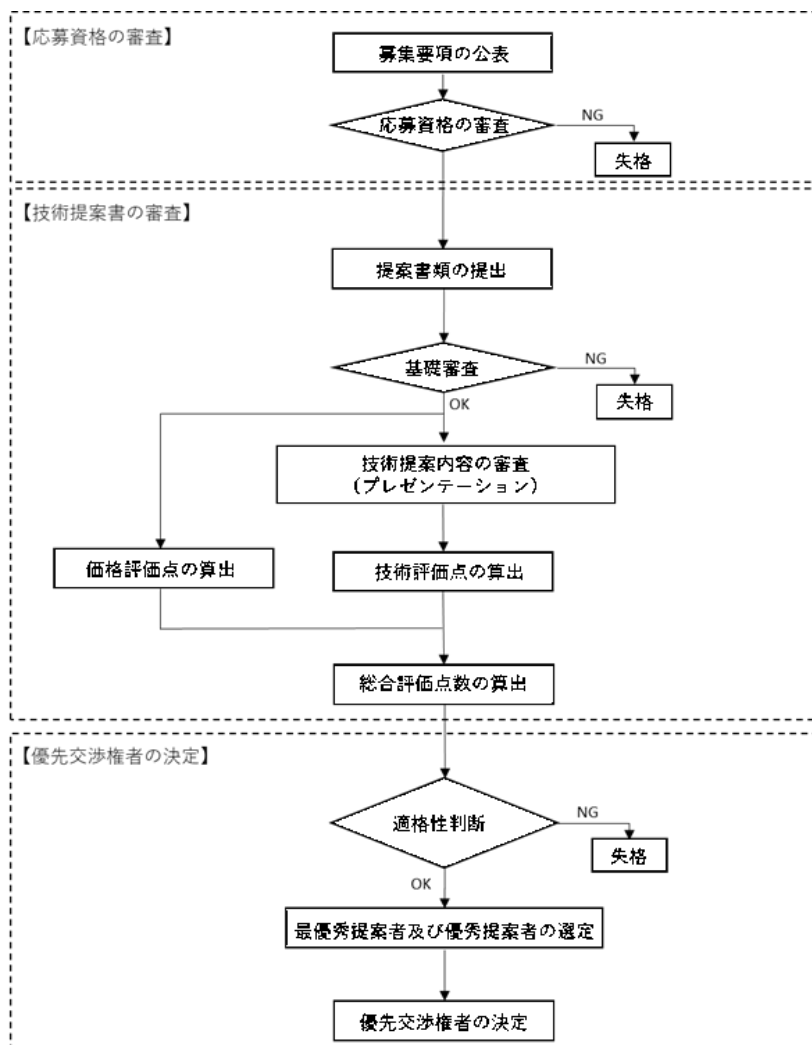
*3 管理目標値：本市の水質管理上留意すべき値。運転管理上の水質目標として本事業で整備する施設、設備が達成できるよう努力すべき目標。

3. 事業者選定基準

(1) 選定体制

優先交渉権者選定のための審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「保呂羽浄水場再構築事業事業者選定委員会」にて行う。委員会により最優秀提案者を選定。これを踏まえ、市が優先交渉権者を決定する。

(2) 選定手順



(所 見)

これまでの実施方針に基づき、参加希望事業者公募を行う。この事業の整備を設計・施工・保安全管理一括発注方式（DBM方式）で実施するにあたり、事業者の選定を公募型プロポーザル方式により行うとのことである。

募集要項、要求水準書、業者選定基準、提出書類策定要領及び様式集を上下水道部ホームページで公表した。

大規模な工事金額になるとともに、市民の命を支える水源の工事だけに厳格な事業発注を進められたい。

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査③】

1. 日 時：令和4年6月28日(火) 午後1時29分～午後2時10分
2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室
3. 事 件：
＜まちづくり推進部＞
地方公務員法一部改正に伴う区長の身分変更について
4. 出 席 者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
委 員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、
伊藤 栄、氏家英人

(まちづくり推進部) 部長 永浦広巳、
次長兼地域デジタル推進監兼まちづくり推進課長 千葉昌彦、
まちづくり推進課長補佐 岸名紀彦、
市民協働課長 佐々木美和、市民活動支援係長 石川千恵

(議会事務局) 主査 大久保潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■地方公務員法一部改正に伴う区長の身分変更について

(概要)

地方公務員法の改正により、特別職の任用要件に関する規定が厳格化されたため、現在の区長の身分について、任用の根拠としている法の規定に該当しないことから、次期区長改選期に向けた検討の状況について調査したものを。

1. 現行の区長の身分

役職の身分	特別職非常勤職員（地方公務員法第3条第3項第3号）
任用根拠	①登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 ②登米市区長設置規則

2. 地方公務員法の改正（平成29年5月17日交付、令和2年4月1日施行）

(1) 改正の概要

平成29年5月に地方公務員法が改正され、特別職の任用の厳格化が図られ、特別職の範囲が、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に限定された。

(2) 地方公務員法第3条第3項第3号関係（特別職の任用の厳格化に関する部分）

要件の厳格化 = 限定

- ① 専門的な知識経験又は識見を有すること
 - ② 当該知識経験等に基づき事務を行うこと
 - ③ 事務の種類は、助言、調査、診断又は総務省令で定める事務であること
- ➡ 全要件に該当しなければ地方公務員法第3条第3項第3号を根拠に任用できない

(3) 地方公務員法第3条第3項第3号を根拠に任用できる職種等

該当する事務	該当する者の職種等
①助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧問 ・ 参与 ・ 学校薬剤師(学校保健安全法第23条) ・ 学校評議員(学校教育法施行規則第49条) ・ 評議員(土地区画整理法第65条) ・ 評議員(新都市基盤整備法第28条)

該当する事務	該当する者の職種等
②調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第100条の2第1項に規定する議案調査等のための調査を行う者 ・ 統計調査員(統計法第14条) ・ 国民健康・栄養調査員(健康増進法第12条) ・ 保険審査会専門調査員(介護保険法第188条) ・ 建築物調査員(建築基準法第12条) ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第103条第1項に基づき調査を行う者 ・ 介護保険法第194条第1項に基づき調査を行う者 ・ 土地改良法第8条に基づき調査を行う者 ・ 鳥獣被害対策実施隊員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条)
③診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校医(学校保健安全法第23条) ・ 学校歯科医(学校保健安全法第23条) ・ 産業医(労働安全衛生法第13条)
④総務省令で定める事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斡旋員(労働関係調整法第12条第1項)



地方公務員法第3条第3項第3号を根拠に区長を特別職非常勤職員として任用できない



地方公務員法第3条第3項第3号に該当しないことから、次期区長改選期の令和5年4月1日施行に向けて検討する必要がある。

3. 他自治体の状況（仙台市を除く県内13市）

仙台市を除く県内13市の状況は、石巻市・気仙沼市・名取市・角田市・多賀城市・岩沼市・東松島市・富谷市の8市が「私人」としている。

また、栗原市・大崎市の2市は、地方公務員法第3条第3項第2号を根拠に「特別職非常勤職員」として任用している。

なお、塩釜市・白石市については、区長制度がない。

(所 見)

平成 29 年 5 月に地方公務員法が改正され、特別職の任用の厳格化が図られたことにより、特別職の範囲は、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に限定された。このことから要件が限定となり、掲げられた要件に該当しない場合は地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号を根拠に任用できないとされたものである。

区長の身分については、現在その根拠としている地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に該当しないことから、次期区長改選期の令和 5 年 4 月 1 日施行に向けて検討を進める必要がある。

他自治体の状況を見ると、仙台市を除く県内 13 市では、大崎市・栗原市が地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号を根拠に特別職非常勤職員という身分に対し、区長制度がない 2 市（塩釜市、白石市）以外の他市は私人扱いとなっている。

今後は区長会議等で説明しながら意見を伺い検討するとされたが、本市は現在の根拠をもとに特別職とできないことからしっかりと根拠を示し、方向性を持ったうえで説明会に臨みたい。

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査④】

1. 日 時：令和4年7月21日(木) 午後3時～午後4時
2. 場 所：迫庁舎3階第1委員会室
3. 事 件：
＜総務部＞
米山地区公共施設複合化整備事業について
4. 出 席 者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
委 員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、
伊藤 栄、氏家英人

(総務部) 部長 平山法之、理事兼政策推進監 小野寺憲司、
次長兼税務課長 佐藤 靖、
次長兼市長公室長兼生活経済支援推進本部事務局長 櫻 節郎、
危機管理監兼防災危機対策室長 脇本 章、
参事兼総務課長 新田公和、参事兼財政経営課長 岩淵 治、
市長公室副参事兼室長補佐 遠藤林市、
総務課公共施設利活用専門監 福泉 淳、課長補佐 星名輝紀、
財政経営課長補佐兼財政一係長 菊地 満

(議会事務局) 主査 大久保潤一

5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■米山地区公共施設複合化整備事業について

(概要)

米山地区公共施設複合化整備事業における基本計画策定及び基本設計業務について、公募型プロポーザル方式により事業者が選定された。

選定事業者から企画提案された内容について調査したもの。

1. 選定事業者

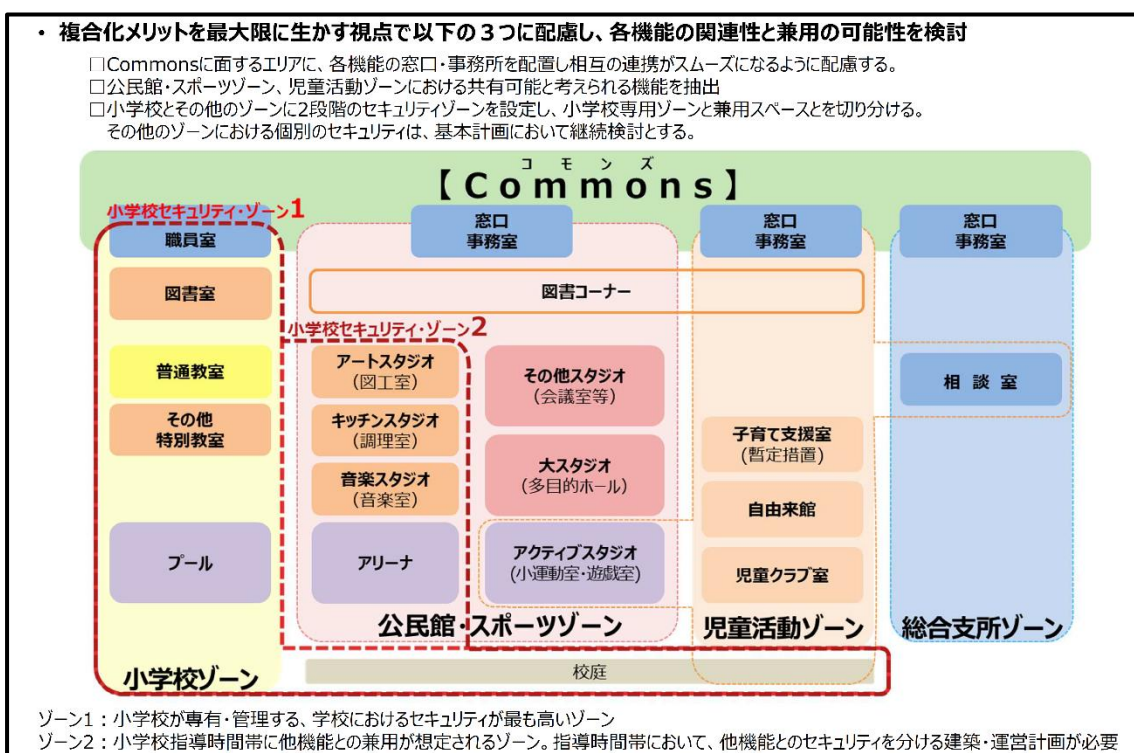
N T Tファシリティーズ+関・空間設計+工作室業務委託共同企業体

2. 業務の実施方針（概要）

- ①市民活動の場「Commons」を中心として米山エリアへ拡げる構想
- ②「学び」をテーマに、交流が活性化するしくみづくり
- ③地域防災拠点化と児童安全対策
- ④先進技術や社会変革を受け入れ、持続可能な運営体制と建築計画

3. 企画提案の内容（主なもの抜粋）

- ・快適性と両立するライフサイクルコストの縮減
- ・建築計画上の工夫による事業費縮減・工期短縮
- ・地域住民の安心安全の拠点、多世代交流と児童安全の両立
- ・郷土愛を育むデザイン、登米産木材の活用



※基本構想より抜粋

(所 見)

米山地区公共施設複合化整備事業基本計画策定及び基本設計業務に係るプロポーザルの企画提案書が示された。

配置構成や児童送迎時の安全対策・工事費縮減の考えや、多世代交流を育む場の構成要素・複合施設の管理運営方法など、38 ページに及ぶ提案書であった。

この事業は、本市が目指すコンパクトシティ・プラス・ネットワークにおける地域拠点としての事業であり、少子化が進み、学校統合を余儀なくされる米山地域において、小学校に総合支所・児童クラブ・公民館機能を併せ持つ複合化施設で、全国的にも先駆的な事例になるものと判断される。それゆえに、今後、令和6年の工事着手まで、運営体制や共用部分の管理体制はどうするのかなど、地域住民・PTAを含む学校関係者・庁内の会議などを踏まえ、綿密で具体の検討会議等が必須となることはいうまでもない。

不特定多数の利用者の往来に対応したセキュリティ面や、災害時の防災拠点となった場合の施設利用の想定、学校イベント時・町民イベント時の利用形態の在り方など、建設に係るハード面に加えソフト面も十分な検討をし、安全で安心して学び、地域の方が共に過ごせる空間「多世代交流の学び舎」として先進事例になるような施設となることを望むものである。

総務企画常任委員会 活動概要

【行政視察】

1. 日 時：令和4年8月4日(木) 午後2時～午後3時35分
2. 視 察 先：大崎市（大崎市役所三本木庁舎）
3. 視察内容：地域内公共交通（予約型乗合タクシー）について
4. 出 席 者：委員長 須藤幸喜、副委員長 八木しみ子
委 員 熊谷康信、鈴木 実、首藤忠則、岩淵正宏、
伊藤 栄、氏家英人
随 行 議会事務局 主査 大久保潤一
5. 概 要：(別紙のとおり)
6. 所 見：(別紙のとおり)

■【大崎市】地域内公共交通（予約型乗合タクシー）について

（概要）

議会による事務事業評価において、本市が取り組む「デマンド型乗合タクシー運行事業」に関する調査を進めるにあたり、多角的な視点で評価を行うため、他市の取組状況を調査することとした。

本市ではコミュニティ組織が運営主体となり事業を実施しているが、大崎市では、各地域（町域単位）で運営委員会を設置し取り組んでいることから、運営委員会の組織構成や運営方法、予約型乗合タクシーの取組状況などについて視察を行った。

1. 大崎市の公共交通ネットワーク

- 広域路線（関係市町と協議し、利用実態に合わせ随時見直し）
 - 広域都市間の移動を支える基幹公共交通軸（JR、高速バス）
 - 一定頻度、等間隔運行による高いサービス水準を確保し、市内と市外を結ぶ公共交通網の骨格となる路線（市民バス、事業者等路線バス）
- 幹線路線（平成21年度に路線、ダイヤ、料金などの見直しを実施）
 - 市内各地域と中心部を結び、日常生活に最低限必要なサービス水準を確保する地域間交通
- 地域路線
 - 市内各地域内において、骨格路線や広域路線に接続して、日常生活に最低限必要なサービス水準を確保しつつ、住民主体により地域ニーズに柔軟に対応する地域内交通（乗合タクシー、グループタクシー）
- 中心部路線
 - 中心部の市街地について、日常生活に最低限必要なサービス水準を確保する地域内交通（循環バス）

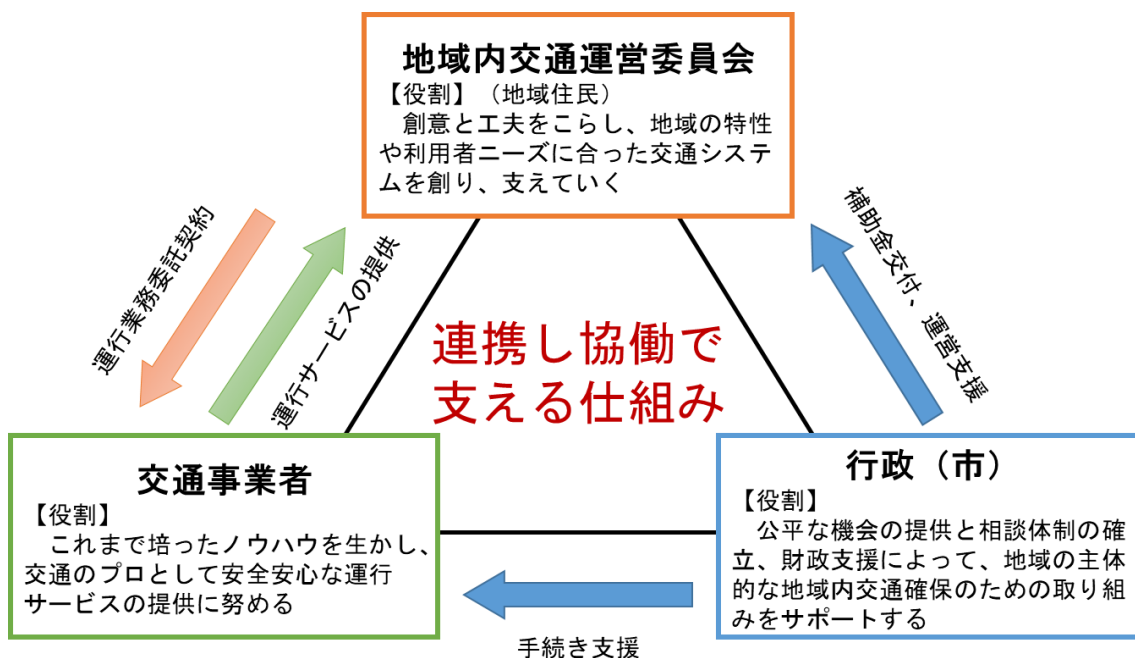
2. 大崎市における地域内交通

- 大崎市の地域内交通の定義
 - 【運行範囲】
 - ・利用者の日常生活圏や効率的な運行といった観点から、基本は旧市町の区域内を回る路線
 - 【運行目的】
 - ・地域の中心地にある商店や医院へ、あるいは最寄のJR駅、古川への幹線バス路線等への乗り継ぎ

【機能分担】

- ・既存の公共交通機関との競争を避け、相乗的な利用促進が期待できるようなルート、ダイヤ設定

3. 地域内交通における協働の仕組み



4. 地域内交通運行のルール

●市の財政支援

市補助金・・・運行委託料の85%

さらに、事務経費として年間30万円の補助

※乗車率・収支率の目標を達成すれば、以降3年間は継続可能
(サービス等の変更にはチャレンジできる期間)

●収支率

収支率(収入÷運行委託料)・・・15%以上

⇒運行委託料の15%を運賃等の収入で賄えるような運行とする
(※人口密度を考慮し、一部地区については10%以上)

●乗車率

乗車率・・・15%以上

⇒効率的・効果的な運行であること

＝ある程度、まとまった需要で運行することが必要

(※人口密度を考慮し、一部地区については10%以上)

5. 地域内公共交通運行地域で組織する「公共交通運営委員会」について

●組織構成

地域住民、まちづくり協議会、行政区長、民生委員、商工会、女性団体などからの推薦による。人数は15～20人で構成し、任期は2年または3年としている。

●運営方法

事業計画に基づき、定例会議、利用促進事業、研修会などを実施。

●当該委員会に対する市の予算措置

運行委託料、事務費等を補助金として交付している。

6. 啓発活動

地域住民への周知や利用者拡大の取組として、広報紙の作成・配布、車両掲示のほか、健診やイベント時などには地域の運営委員による啓発活動を行っている。また、地元商店と協同し、利用者に対する商品の割引事業なども実施されている。

7. 運行事業者の選定方法

営業所の位置や運行効率を考慮し、地域（地元）の事業者と協議のうえ選定している。



大崎市議会の関議長より歓迎のあいさつ



担当職員から丁寧な説明を受ける

(所 見)

当委員会では、現在、「デマンド型乗合タクシー運行事業」に関する事務事業評価と政策提言を行うため、種々の調査を実施した。

今回、より多角的な視点から事業評価と政策提言を行うべく、他市における地域内公共交通の取り組み状況等を調査するため、大崎市を行政視察し、同市における地域内交通の仕組みと現状、課題等について担当課から説明の後、意見交換を行った。

大崎市においては、「人とまち・暮らしをつなぐ公共交通」の基本理念の下、地域住民を主体とした地域内交通運営委員会と行政とタクシー会社など交通事業者が連携し、協働で支える仕組みが確立し機能している。

まず、地域内交通運営委員会は、地域住民の視点から、創意と工夫をこらし、地域の特殊性や利用者のニーズに合った運行計画を作成している。行政は、公平な機会の提供と相談体制の確立、財政支援によって、地域の主体的な地域内交通確保のための取り組みをサポートしている。また、交通事業者は、培ってきたノウハウを活かし、交通のプロとして安全・安心な運行サービスの提供に努めている。

本格的な少子高齢化時代を迎え、交通弱者対策は^{しょうび}焦眉の急であり、行政が積極的かつ主体的に行うほかはなく、市民へのより一層の周知・啓蒙活動を行うとともに、デマンド型乗合タクシーのみならず、地域内のすべての公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークの早期構築の必要性を痛感した。

今回の行政視察で述べられた意見、提起された問題・課題等を参考にして、「デマンド型乗合タクシー運行事業」について、委員会で議論を重ね、事業評価を適正に行うとともに、同事業をより良いものにするための政策提言を行いたい。